

「学力に関する証明書」申請時の注意点

※「学力に関する証明書」を申請される前にご一読ください。

1. 「学力に関する証明書」について

- ① 教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するにあたって必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。
- ② 入学時に所属学科で取得可能であった免許状（課程認定のある免許状）についてのみ発行可能です。（申請書の発行可能免許種の表を参照ください。）
- ③ 別の学校種、科目の免許状をこれから新たに取得する場合でも、その学校種、科目で発行できない場合があります。
- ④ 適用法令についてご不明な場合は、提出先にご確認ください。
- ⑤ 原則として、在学時の氏名での発行となります。
- ⑥ 英文の証明書はありません。
- ⑦ 原則として、厳封いたします。
- ⑧ 在学中に修得された科目名・単位数・成績などを記載した証明書は【成績証明書】です。
- ⑨ 本学では「基礎資格証明書」という証明書は発行しておりません。基礎資格の証明をご希望の場合は、【卒業証明書】をご申請ください。
- ⑩ 免許状取得の証明書ではありませんので、免許状を紛失された場合などは、都道府県教育委員会で【教育職員免許状授与証明書】をご請求ください。

2. 「学力に関する証明書」が必要な場合

- ① 現時点で免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合。
- ② 現時点は免許状取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合。
- ③ 現時点は免許状取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合。

3. 適応法令について

| 入学年度 | 適応免許法 |
|-----------------------------|----------------|
| 平成 31（2019）年度以降 | 新法（平成 28 年改正法） |
| 平成 12（2000）年度～平成 30（2018）年度 | 旧法（平成 10 年改正法） |

- ① 教育職員免許法は平成 28 年に改正されており、これを境に新法（現行法）と旧法を区別しています。
- ② 旧法以前適用の方で、在学時に修得された科目を新法に読み替えることができない場合があります。

4. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

（「日本国憲法」・「体育」・「外国語コミュニケーション」・「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の 4 区分）のみを証明する「学力に関する証明書」は、在学していた学部学科の教職課程の有無や入学年度に関係なく、発行する事ができます。

5. 証明書発行所要時間について

学力に関する証明書の発行は、本学に申請書が到着後、約 2 週間後が目安となります。時間に余裕をもって申請してください。